(その1)

長野県選挙管理委員会
-2.6.11
収受

収支報告書

令和元年分
(開催分)

(ふりがな) みつのかい

1 政治団体の名称 みつの会

2 主たる事務所の所在地 長野県松本市深志2-5-13
大東レジデンス604

3 代表者の氏名 (姓) 下條 (名) 光康

4 会計責任者の氏名 (姓) 白澤 (名) 孝之

事務担当者の氏名 (姓) 和田 (名) 理江
(電話) 0263-87-3268
(電話)
(電話)

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) 下條 (名) 光康

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	(姓) 下條 (名) 光康
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

元 - K15

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	1,904,991 ~~1,484,991~~
（前年からの繰越額）	484,991
（本年の収入額）	1,420,000 ~~1,000,000~~
支　出　総　額	714,452
翌年への繰越額	~~1,190,000~~ ~~770,539~~ 1,190,539

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,000,000	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	420,000 ~~0~~	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,420,000 ~~1,000,000~~	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,420,000 ~~1,000,000~~	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	下條　光康	1,000,000	H31/1/10	松本市深志2丁目5番13号　大東レジデンス603号室	衆議院議員	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,000,000				
	その他の寄附	0				
	合計	1,000,000				

（その７）

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分	3、政治団体	
寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金額									年月日	住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
			百万			千			円				
国民民主党本部				4	2	0	0	0	0	R1/5/17	東京都千代田区永田町1-11-1	（玉木雄一郎）	
この頁の小計				4	2	0	0	0	0				
その他の寄附									0				
合計				4	2	0	0	0	0				

（備考）１　寄附者の区分（個人からの寄附・法人その他の団体からの寄附・政治団体からの寄附）ごとに別葉とすること。
２　同一寄附者は続けて記載すること。
３　合計欄は最終頁のみ記載すること。
４　住所は長野県内の場合は郡市から記載すること。県外の場合は都道府県名から記載すること。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	28,836		
(2) 光熱水費	264,191		
(3) 備品・消耗品費	8,748		
(4) 事務所費	367,677		
小計	669,452	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	45,000		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	45,000	0	
合計	714,452		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	2.光熱水費		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	電気代	15,850	H31/ 1/28	中部電力㈱	愛知県名古屋市東区東新町１	
2	電気代	12,776	H31/ 2/26	中部電力㈱	愛知県名古屋市東区東新町１	
3	電気代	17,674	H31/ 2/26	中部電力㈱	愛知県名古屋市東区東新町１	
4	電気代	12,187	H31/ 3/25	中部電力㈱	愛知県名古屋市東区東新町１	
5	電気代	10,114	R1/ 9/25	中部電力㈱	愛知県名古屋市東区東新町１	
6	電気代	10,233	R1/ 12/20	中部電力㈱	愛知県名古屋市東区東新町１	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	78,834				
	その他の支出	185,357				
	合計	264,191				

(注１) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	8,748				
	合計	8,748				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	管理費	24,980	H31/1/18	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
2	管理費	24,980	H31/2/14	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
3	管理費	24,980	H31/3/12	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
4	管理費	24,980	H31/4/10	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
5	管理費	24,980	R1/5/17	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
6	管理費	24,980	R1/6/14	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
7	管理費	24,980	R1/7/17	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
8	管理費	24,980	R1/8/22	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
9	管理費	24,980	R1/9/9	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
10	管理費	24,980	R1/10/4	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
11	管理費	24,980	R1/11/14	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
12	管理費	24,980	R1/12/9	大東レジデンス深志管理組合	松本市深志2丁目5番13号	
13						
14						
15						
	この頁の小計	299,760				
	その他の支出	67,917				
	合計	367,677				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	年会費	12,000	R1/5/29	松本日中友好協会	松本市本庄2-2-3	
2	年会費	13,000	R1/6/26	長野県人会連合会	東京都千代田区神田佐久間町2-7　第6東ビル	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	25,000				
	その他の支出	20,000				
	合計	45,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

☑　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　31日

政治団体の名称　みつの会

会計責任者の氏名　白澤　　孝之

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月３１日

みつの会
代表　下條　光康 殿

登録政治資金監査人 浅利 眞稚
登録番号第３２９４号
研修修了年月日平成２２年１月１６日

1 監査の概要

(1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、みつの会の令和元年に係る法第12条第1項に規定する収支報告のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断したため、衆議院第一議員会館806号室において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)法第19条の13第2項第4号に規定する事項については、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

みつの会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、みつの会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。